

# 「がんばくんとらんばちゃん」 のイラスト・写真

## 利用の手引き



長崎県

# がんばくん、らんばちゃんのイラストや写真を使用するには申請が必要です。

次の場合を除き、事前の申請により承認を得ることが必要です。

- ①個人で楽しむ場合
- ②長崎県内の行政機関が使用する場合
- ③長崎県内の学校が教育目的で使用する場合
- ④報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- ※②～④に該当する場合は、申請ではなく「届出」が必要です。



提出する書類は次のとおりです。

## 申請の場合

- ①申請書（印鑑は不要です）
- ②企画書（デザイン案等）
- ③申請者の概要がわかるもの
- ※パンフレット等でも可

## 届出の場合

- ①届出書（印鑑は不要です）
- ②企画書（デザイン案等）

# 申請書・届出書は、電子申請、メール、郵送、持参により提出できます。

## 提出先

【住所】〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号  
長崎県 秘書・広報戦略部 広報課内  
Team長崎がんばらんば 事務局

【メール】s18030@pref.nagasaki.lg.jp

申請書はホームページからダウンロードできます。

## HP

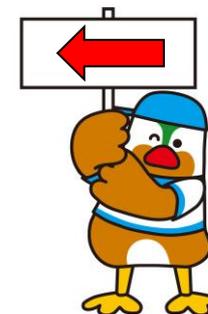
長崎県 がんばくんとらんばちゃん

検索

ご不明な点は、こちらまでお問合せください。

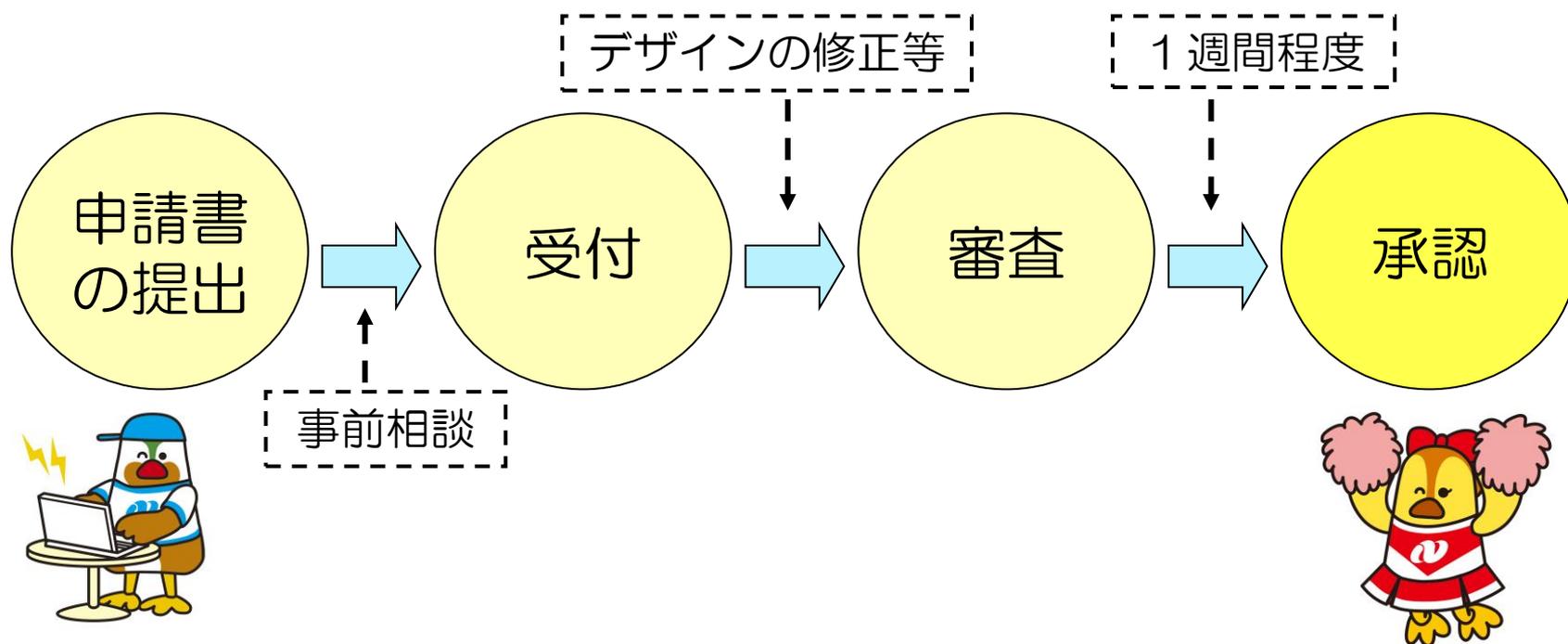
## 問合せ先

長崎県 秘書・広報戦略部 広報課内  
Team長崎がんばらんば 事務局  
電 話：095-895-2021



# 受付完了後、審査から使用承認まで 1週間程度かかることがあります。

※修正等が必要な場合は、1週間以上かかることがあります。  
余裕を持ってお早めに提出をお願いします。



イラスト及び写真には、著作権表示を必ず付けてください。

使用承認を受けた物件には、長崎県の著作権表示を表記してください。

(商品自体に表記できない場合はタグやパッケージ等に記載してください。)



©長崎県

承認を受けた後に、内容に変更が生じた場合には、変更申請が必要です。

《例》○デザインを変更したい。

○申請時より数量が増えた。など

出来上がった完成品は、現物を郵送・持参してください。



○商品等の場合は完成品を提出してください。

○ホームページや広告の場合は、印刷したものを提出してください。

○現物の提出が難しい場合は、完成品を撮影した画像を提出してください。

# 次の場合は、使用を承認できません。

- 長崎県の品位を傷つけ、または「がんばくん・らんばちゃん」のイメージを損なうと認められるとき。
- デザインを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- 暴力団、暴力団員
- 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者等
- 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- その他、県が不相当と認めるとき。



# 使用にあたっての留意事項

- 使用が違反していると認められるときは、当該承認を取り消します。
- 使用承認を取り消した場合、使用承認を受けたものに損害が生じても、長崎県は一切の責任を負いません。
- 使用承認を受けたものが、使用によって、第三者に対しても損害又は損失を与えた場合でも、長崎県は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負いません。
- 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、長崎県は一切の責任を負いません。
- 使用にあたっては、製造責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。
- 使用承認は、長崎県が著作権を有する「がんばくん・らんばちゃん」のイラスト、写真を使用することを承認するものであり、利用承認を受けた者に権利が発生するものではありません。また、他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。



# CM、広告等について



## ① 個人で撮影した写真を使用する場合

個人で撮影された写真を利用し、個人で楽しむ範囲で利用する場合は、申請の必要はありません。

ただし、企業（団体）として不特定多数の方に閲覧してもらう目的で利用する場合などは、申請が必要です。

（※個人で楽しむ例：個人のブログ、年賀状、名刺（個人）等）

## ② 承認を受けた商品の写真を使用する場合

承認を受けた商品を撮影し、その写真を広告等に掲載することは可能です。

なお、個別商品の応援はできませんので、表現等にはご留意ください。（事前にご相談ください。）

## ③ 新聞、雑誌等へ使用する場合

報道目的の場合、申請は不要ですが、新聞等への広告掲載や雑誌への掲載等は原則申請が必要です。（事前にご相談ください。）

# Q & A

判断に迷われた場合は、ご相談ください。

Q 1 がんばくん、らんばちゃんのイラストや写真を使用するのに料金が発生しますか？

A 1 発生しません。承認された場合は無料で使用できます。

Q 2 個人で名刺を作りたいのですが、申請が必要でしょうか？

A 2 個人使用の範囲ですので、申請は不要です。ただし、企業（団体）として使用するなど、組織的に使用される場合は申請が必要です。

Q 3 子どもが「がんばくん・らんばちゃん」の絵を描きたいのですが申請が必要ですか？

A 3 個人使用の範囲ですので、申請は不要です。

ただし、団体（〇〇高校美術部等）が大会やイベントのお出迎え用看板などで一般の方等に見てもらうことを目的とする場合は、申請が必要となります。様々なケースが考えられますので、ご相談ください。

Q4 申請書の提出はメールでも良いですか？

A4 申請書の提出はメールで結構です。

【提出先】 [s18030@pref.nagasaki.lg.jp](mailto:s18030@pref.nagasaki.lg.jp)

Q5 デザインの画像データは、どのように入手できますか？

A5 申請時は、HPで公開しているPDFから入手してデザイン案を作成してください。承認後、必要なデザインデータ（PDF、ILLUSTRATOR（AI／EPS））を送付いたします。

Q6 吹き出し等をつけて、発言させることはできますか？

A6 吹き出し等をつけて発言させることは構いませんが、発言内容については申請時に確認させていただきます。

Q7 商品名等に「がんばくん」を使用できますか？

A7 長崎県では「がんばくん」を商標登録していないため、商標法に関する質問については専門家にご相談ください。

Q8 どのような場合、変更申請が必要となりますか？

A8 使用承認後、デザイン・数量・色・大きさ等が変更になった場合には、変更申請が必要です。

ただし、完成品自体を変更させる場合は、新規申請となります。  
また、使用期間につきましては、変更申請できません。

Q9 使用期間に制限はありますか？

A9 使用承認書に記載している期間です。

なお、使用期間は1年以内となっており、1年を超えて使用をされる場合には、再度承認申請が必要となります。

Q 1 0 承認を受けた商品の写真を使用することはできますか？

A 1 0 商品の写真をチラシ等に使用することは可能です。  
その場合、写真の側に長崎県の著作権表示を記載してください。  
(©長崎県)

Q 1 1 県が提供している「がんばくん・らんばちゃん」のデザイン  
を変更させることはできますか？

A 1 1 原則として、HPに掲載されているデザインのみ使用可能です。  
ただし、新しく作ったデザインの著作権を県にいただける場合や軽  
微な変更等については協議のうえ使用できる場合もあります。

Q 1 2 企業内の資料にイラストを使用する場合、申請が必要ですか？

A 1 2 企業内で協議資料等に使用する場合は、申請は不要です。

